

菊池法人会ニュース

もやい



突撃編集長!
by SOMA

① 『事業承継に大切なことは人材育成』

有限会社 g・スペース
代表取締役 平田陽一 (合志支部)

- P2 会長ご挨拶
- P3 税務署長ご挨拶
- P4 税務署異動のお知らせ
- P5 税務署からのお知らせ
- P7 令和元年度主要公益事業一覧
- P8 第32回通常総会
- P9 法人会がお届けする各種サービス
- P13 合志支部研修会
大津支部事業報告会
- P14 菊池支部事業報告会
菊陽支部全大会
- P15 青年部会・女性部会合同事業報告会
- P16 献血事業・花苗寄付
- P17 平成30年度租税教室
- P19 租税教室講師育成研修会
- P20 菊池川流域クリーンリバー作戦
- P21 タオル寄付
- P22 絵はがきコンクール入選作品紹介

よき経営者を目指すもの団体

突撃編集長！「地域のリーダーVIEW」 by SOMA

『事業承継に大切なことは人材育成』

有限会社 g・スペース
代表取締役 平田陽一 (合志支部)

—①まずは、自社の歴史や近況をお聞かせ下さい。

祖父が立ち上げた建設資材会社「有限会社平田ブロック工業」の主力製品であるブロックを使用し、外構工事全般を請け負うことを目的に、父親が平成13年に創業しました。その父が急逝し、事業を承継するかたちで「戻らされた」というのが実状です。当初は平田ブロックに在籍し、平成19年に事業承継しましたが、その経営状態に辛酸をなめる思いをすることとなりました。

—どのような苦勞がありましたか。

現場第一主義であった父親でしたから、まず経理状況の把握と改善からはじめました。創業当初からいる妹と一緒に、毎日帳簿と向き合いながら、眠れない日々が続いたものです。また、得意先の路線変更にも注力しました。それまでは一般家庭のエクステリアが主力でありましたが、ハウスメーカー様からの外構工事を請け負うことで売上を拡大していきました。とにかく、承継した直後の2年間は一番がんばったのではないかと思います（苦笑）

—②まさに、転換期というところでしょうか。

そうですね。でも今でも変革は続いています。ここ5～6年では、管理と現場をしっかりと分け、生産性を高めていくような社内体制づくり、また経営者として様々な団体に所属し、販路拡大と将来像の模索に努めています。専門分野の協会では全国の同業他社さんからたくさんの刺激を受けていますし、地元商工会などの先輩方にも可愛がってもらっています。法人会もネットワークを広げさせてもらっている団体のひとつとしてありがたく感じています。

—③最後に今後の想いや目標をお願いします。

今までやってこれたのは、過去にお世話になった先輩、地元の経営者仲間、同業他社の諸先輩の方々のおかげです。苦しい時も少ない現金を持って、集まりには必ず参加させてもらっていました。まずはまわりにいる皆様への感謝の念を忘れない、ということです。ただ今後、私たちの業界は大きく変化していきます。今までのような仕事の受注は、大きく減少していくことでしょう。その中で大切なのは人材育成だと思ったり、それが使命だと感じています。

私は事業を承継させてもらいました。苦しかったときもありましたが、今思えば本当に感謝しています。その恩を今度は私が経営者として、より強い企業体制づくりと、社員に対して技術面の向上はもちろんのこと、少し高めのテーマや課題を与えたり、こういうことをしたい！と目標を持ってもらえるような意識向上に努めていくことで、次の担い手を育てていきたいと思っています。

ご挨拶

こんにちは、第32回総会で会長再任を賜りました山下です。微力ではありますが法人会の基本理念である「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の発展に貢献する経営者の団体」の代表として、会員の皆様と共に地域社会貢献に努めたいと思います。

また、菊池法人会の各事業運営に際しましては、会員の皆様はもとより、菊池税務署を初め、県北広域本部、関係市町の皆様にも多大なご協力とご支援を頂いておりますことに、心より感謝申し上げます。

さて、今年は5月1日に元号が平成から令和に変わりました。5月の十連休中の改元でもあり、日本中がこの「令和の新しい時代」をお祝いする雰囲気にも包まれましたが、こうしたお祝いムードもつかの間、連休明けに始まった米中間の高関税の掛け合いという正に経済戦争のような状況が始まりました。ファーウェイの5G（第五世代無線移動通信技術）や、AI（人工知能システム）、GPS（全地球測位システム）の中国版「北斗」等、ハイテク分野での中国の台頭は目を見張るものがあります。全世界をも巻き込む覇権争いの感も否めません。また、日韓では新たな貿易摩擦が世間を賑わせ、日本の産業界にも不安が広がっています。これらから予想される荒波の中で、社会が大きな景気悪化とならないよう早期の関係改善を願うばかりです。

さて菊池法人会に目を移しますと、昨年度の事業につきましては、皆様のご協力で計画した全ての事業を行うことが出来ました。以下に特に皆様にお伝えしたい活動を3つご紹介します。

まず1つ目は、会員拡大では6年連続増員という快挙を成し遂げることができました。会員増強にご協力頂いた役員をはじめ会員の皆様、新規加入頂いた会員の皆様、また継続して加入頂いている会員の皆様に心より感謝申し上げます。

2つ目は、事業研修委員会が企画してRKKアナウンサーの木村和也さんの講演会を行いました。従来から、法人会の講演会や研修会は参加しやすさを考えて各支部単位で行っておりますが会員の皆様のご参加がほとんどでした。もっと一般の皆様にも来て頂けるような講演会を企画したいという事業研修委員会の皆様の熱意で一般の方にも多く来て頂き大成功でした。ちなみに今年度は元KKTアナウンサー村上美香さんの講演会を企画しております。詳細は追ってお知らせ致しますが、是非多くの皆様にお越し頂くようお願い致します。

3つ目は、昨年度菊池郡市に30ある小学校のうち、約半分の14校で菊池法人会が租税教室を行いました。受講した児童延べ750名と先生をした会員17名の皆さんが互いに税について勉強する良い機会となりました。（その他数校は税理士会様が実施されております。）

今年度は、菊池税務署のご尽力で、菊池郡市30の小学校すべてで租税教室が行われることになりました。このうち菊池法人会は20校で授業を行う予定です。そのために今年も菊池法人会では、7月26日に初めて先生をする方を対象に「講師育成研修会」を行いました。これは、児童にとって大切な45分という授業の時間を頂戴するのだから、授業レベルを出来る限り均一にしたい、初めての先生経験で、あまりうまく授業ができなかったということがあってはいけないという思いで毎年行っています。税に関する知識では税務署職員の皆様、市町村の税務課の皆様や税理士の皆様には遠く及びませんが、児童の関心を集めるトーク、児童に挙手させて意見や回答を言わせるノウハウ等は沢山持っています。この租税教室という事業に関心があり、小学校で先生をやって社会貢献したいという方がおられましたら事務局へご連絡ください。先生デビューのお手伝いをさせていただきます。

菊池法人会は今後も、菊池税務署のご指導のもとで、税のオピニオンリーダーとして、税を通じて会員企業の発展を支援すると共に、地域の皆様のお役に立つ社会貢献事業を積極的に行って参ります。どうか皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。最後になりますが、会員企業様の益々のご健勝と会社の発展を祈念して、わたしの挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。



会長
山下 和貴

着任の御挨拶

本年7月の人事異動により、熊本国税局課税部主任国税訟務官から菊池税務署長を拝命いたしました鈴木でございます。

菊池税務署での勤務は今回初めてとなりますが、菊池税務署管内は阿蘇外輪山を源とする豊かな水が作り出す穀倉地帯にあり、緑豊かな自然、歴史、伝統、文化を誇るこの地で勤務できますことを大変光栄に思っております。

公益社団法人菊池法人会会員の皆様には、税務行政に対しまして、日頃から深い御理解と多大なる御協力をいただいております、深く感謝申し上げます。

法人会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援するとともに、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体であることを理念に掲げられ、この理念を実現するために国家・社会に貢献する組織として、意欲的に活動されておられます。

貴会におかれましては、租税教室をはじめとして税務研修会の開催や各種イベントにおける税金クイズ大会の開催など、地域に密着した様々な活動を展開されており、会員の皆様の熱意ある御活躍に敬意を表する次第であります。

さて、消費税法の一部が改正されたことにより、本年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が10%に引き上げられるとともに消費税の軽減税率制度が実施されます。

消費税の軽減税率制度に関しましては、国税庁ホームページや各種パンフレットの配布等を通じ、幅広く周知・広報してまいりましたが、制度の内容が解り難いとの御意見もいただいております。そのため、菊池税務署におきましては、制度の円滑な実施のため事業者の皆様へ軽減税率制度の説明会を開催するほか、各関係民間団体が開催する研修会等において、講師を派遣させていただくなど、制度の内容を十分理解していただけるよう各種施策を行ってまいりました。

また、地域に対する強い発信力を有しておられる菊池法人会の皆様にも広報活動をお願いしてまいりましたが、制度実施まで数週間となってまいりましたので、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、公益社団法人菊池法人会のますますの御発展と、会員企業様の御繁栄並びに会員の皆様の御健勝を祈念いたしまして、私の着任の御挨拶とさせていただきます。



菊池税務署長
鈴木 章義

税務署異動のお知らせ

役 職	氏 名	前 任 職 名
署長	鈴木 章 義	熊本国税局 課税部 国税訟務官 主任訟務官
総務課長	奥 田 辰 幸	留 任
総務係長	岩 田 一 孝	熊本国税局 課税部 消費税課 調査官
管理運営部門統括官	西 田 正 之	熊本西税務署 特別国税徴収官 特別徴収官
管理運営・徴収部門統括官	山 田 麻 衣	熊本国税局 総務部 国税広報広聴室 広報係長
個人課税第1部門統括官	片野坂 一	加治木税務署 個人課税第1部門 統括調査官
個人課税第2部門統括官	上 野 歳 恵	熊本西税務署 特別記帳指導官 特別記帳指導官
法人課税部門統括官	多喜田 良 一	留 任

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が提供します。

ネット医療相談サービスのご案内

プロの医療チームがあなたをサポートします！

法人会会員企業にお勤めの
役員・従業員であれば、
おひとり様**月1件のご相談まで**
無料で利用いただけます。



※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

お問い合わせ 株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

 Medical Note



ご利用はこちら

税務署からのお知らせ

帳簿及び請求書等の記載と保存 (令和元年10月1日～令和5年9月30日)

軽減税率対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、制度実施前における請求書等の記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）の交付や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。

○ 仕入税額控除の要件（令和元年10月1日～令和5年9月30日）

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

《制度実施前の請求書等と制度実施後の区分記載請求書等の比較》

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
令和元年9月30日まで 【請求書等保存方式】	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額	① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称※ <small>※ 小売業、飲食店業等不特定多数の者と取引する事業者が交付する請求書等には、⑤の記載は省略できます。</small>
令和元年10月1日から 令和5年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】 (注1)	(上記に加え) ⑤ 軽減税率の対象品目である旨	(上記に加え)(注2) ⑥ 軽減税率の対象品目である旨 ⑦ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額

(注1) 区分記載請求書等保存方式の下でも、3万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、制度実施前と同様、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

(注2) 仕入先から交付された請求書等に、「⑥軽減税率の対象品目である旨」や「⑦税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

交付された請求書等に
⑥、⑦の記載がないときは・・・

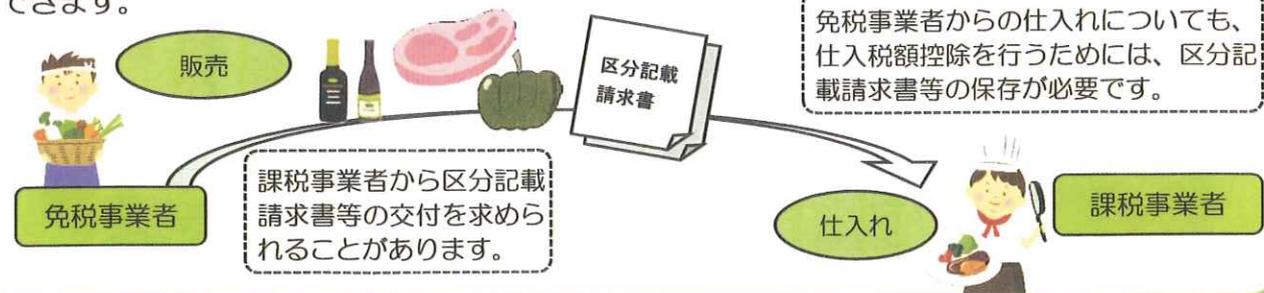


「⑥軽減税率の対象品目である旨」と「⑦税率ごとに区分して合計した税込対価の額」は追記できるんだね。

免税事業者の方に留意していただきたい事項

免税事業者の方であっても、課税事業者に軽減税率の対象となる商品を販売する場合、相手方の課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

なお、免税事業者の方も、軽減税率対策補助金（P14参照）による支援措置を受けることができます。



○ 帳簿と請求書の記載例

請求書

(株)〇〇御中

XX年11月2日

割り箸		550円
牛肉	※	5,400円
：		
合計		43,600円
	(10%対象	22,000円)
	(8%対象	21,600円)

(株)△△

※は軽減税率対象品目

軽減税率の対象品目である旨

- ① 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
- ② 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

これ以外に、例えば次のような方法があります。

- ① 同一請求書内で、商品を税率ごとに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
- ② 税率ごとに請求書を分けて発行する。

税率ごとに区分して合計した税込対価の額

税率（10%、8%）ごとに区分して合計した税込対価の額を記載する。

請求書には、個々の商品名の記載が必要となりますが、中小規模の小売店等が利用している多数の商品登録が行えないレジにより発行されるレシートへの商品名の記載は、商品の一般的総称でまとめて記載するなど（割り箸⇒雑貨、牛肉⇒食料品）、その取引が課税資産の譲渡等であり、かつ、軽減税率が適用される取引か否かが判別できる程度の記載があれば、差し支えありません。

総勘定元帳 (仕入れ) (株)〇〇

XX年		摘要	借方	貸方
月	日			
11	2	(株)△△ 雑貨	22,000	
11	2	(株)△△ 食料品 ※	21,600	
：	：	：	：	：

総勘定元帳 (売上げ) (株)△△

XX年		摘要	借方	貸方
月	日			
11	2	(株)〇〇 雑貨		22,000
11	2	(株)〇〇 食料品 ※		21,600
：	：	：	：	：

※は軽減税率対象品目

軽減税率の対象品目である旨

※は軽減税率対象品目

- ① 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
- ② 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

帳簿への取引内容の記載は、商品の一般的総称でまとめて記載するなど（割り箸⇒雑貨、牛肉⇒食料品）、申告時に帳簿に基づいて消費税額を計算できる程度の記載で差し支えありません。

税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

おしえて軽減税率 Q&A



A

Q 軽減税率制度の実施後も、1か月分の取引をまとめた請求書の保存でも仕入税額控除の要件を満たしますか？

1か月分の取引をまとめた請求書と日々の取引内容について記載された納品書等との相互の関連性が明確で、かつ、これらの書類全体で記載事項（軽減税率の対象品目である旨等）を満たす場合には、これらの書類をまとめて保存することで仕入税額控除の請求書等の保存要件を満たします（適格請求書等保存方式の導入後も同様です。）。

令和元年度 公益社団法人 菊池法人会 主要公益事業一覧 (R1.7.31現在)

月	事業名	事業内容	備考
7月	菊池川流域クリーンリバー作戦	①実施日:7月28日(日)10:00~	
		②場所:七城町リバーサイドパーク	
		③実施内容:子供税金クイズ・大人税金クイズ SDGS講演、交通安全講習	
8月	小学生菊池税務署および 竜門ダム見学	①実施日:8月8日(木)9:30~15:00	※23名参加
		②場所:菊池税務署および竜門ダム見学	
		③実施内容:税務署見学、租税教室、竜門ダム見学	
9月	チャリティーゴルフ大会	①実施日:9月13日(金)	※案内文別途送付(8月初旬)
		②場所:菊池CC	
		③参加者:会員及び会員会社従業員	
11月	献血事業	①実施日:11月12日(火)9:00~	※目標50名
		②場所:道の駅旭志(旭志村ふれあいセンター)	
		③参加者:会員および家族、会員企業従業員	
	租税教室	①実施日:1月~2月	
		②場所:未定(小学校20校で実施予定)	
		③内容:法人会会員が小学校で税に関する授業を実施	
12月~3月	保育園へのお手玉寄付	①実施日:12月頃を予定	
		②場所:管内保育園	
		③内容:お手玉を作成して保育園へ配布する。	
12月~3月	小学校への花苗寄贈	①実施日:1月	※バンジー、さくら草(3,600鉢)
		②場所:菊池市、合志市、大津町、菊陽町の小学校30校	
		③内容:青年部会員が各校へ花苗を持参。	
	老人ホームへのタオル寄付	①実施日:2月頃	
		②場所:老人ホーム1~2ヶ所	
		③内容:タオル収集と寄付	
	献血事業	①実施日:3月12日(木)9:00~	※目標50名
		②場所:道の駅旭志(旭志村ふれあいセンター)	
		③参加者:会員および家族、会員企業従業員	
通年	各種研修会、講演会	・総会、支部全体会時に実施	
	会員増強活動	・新設立法人や未加入法人様へ役員、共益委員が加入のご案内を実施	
	福利厚生事業	・大同生命、AIG損保、アフラックから随時加入条件等について説明	

※お問い合わせは、法人会事務局(0968-36-9444)まで

不用タオル寄付のお願い(女性部会より)

 ご自宅や会社で不用なタオルがありましたら、
法人会事務局までご連絡ください。

献血ご協力のお願い(青年部会より)

 11月12日(火)に旭志道の駅で献血を実施します。
会員の皆様のご協力をお願いします。

問合せ先:0968-36-9444(菊池市旭志川辺1884-1 菊池市商工会旭志支所内) 土日祭日年末年始を除く9:00~17:00

令和元年度
第32回

通常
総会

令和元年5月28日（火）午後3時より菊陽町のブランヴェールアベニュー熊本で第32回通常総会が開催され、約100名が出席しました。山下会長挨拶の後、第1号議案から第3号議案までの審議がされました。



総会会場の様子



成尾雅貴氏講演



山下会長挨拶

議案

第1号議案 平成30年度事業報告及び平成30年度正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録・財務諸表に対する注記承認の件

第2号議案 借入金の最高限度額並びに借入先決定の件

第3号議案 役員改選の件

以上について満場一致で承認されました。

また、公開講演会では、前の熊本県東京事務所所長の成尾雅貴氏が「くまモンの成功法則」と題して、2012年春の九州新幹線全線開業に合わせて誕生した「くまモン」が現在のよ様な「世界のくまモン」になるまでの様々なお話をして頂きました。熊本県の良さを広めていく「スポークスマン」として、くまモンに何をさせるのか、どこまでやらせて良いのか等々、成尾氏自身も公務員であるがゆえに悩まれたことも多々あったようです。しかし知事から「皿を割る」ことをおそれず、サプライズを念頭に常に新しいことに挑戦しなさい。という力強い後押しもあり、国内有名企業商品とのコラボやメディア露出等で一躍くまモンの認知度を上げるとともに熊本の認知度も上げることに成功しました。

自主点検チェックシートの提供

法人会は自主点検チェックシートを皆様へ提供しています。このシートを使うことにより「法人事業概況説明書」に新たに設けられた「社内監査欄」に実施有無に○を付けて提出することが出来ます。また「加入組合等の状況欄」に菊池法人会会員（役員であれば役職名）を記入出来ます。

企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください！

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表
(3月31日点検分)

点検担当者： 法人 太郎

点検担当者記入欄		代表者記入欄
項目番号	点検結果	改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

II 貸借関係
(資産科目)

科目等	点検項目	点検欄			
		9/30	3/31	/	/
現預金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	13 現金、小切手による高額又は予定外(緊急)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14 預金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	15 受取手形の現物と補助簿(受取手形記入帳)は定期的に照合されていますか。	○	○		
売掛金 未収金	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	X		
	19 入金条件(決裁日、決裁手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

菊池法人会

電話番号：0968-36-9444

E-mail kikuhoujin@juno.ocn.ne.jp

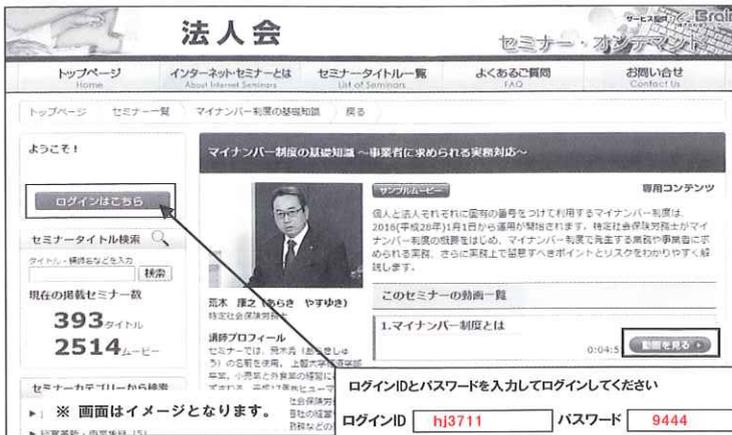
菊池法人会よりインターネットセミナーのご案内

菊池法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます。

菊池法人会

検索

で検索いただけます。



視聴は無料

会員は専用 ID とパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ID・パスワードは 会員ID: **hj3711** パスワード: **9444**

会員の方は 370 タイトル以上のセミナーが無料で受講できます。

お問い合わせは 菊池法人会事務局まで TEL: 0968-36-9444

公益社団法人 菊池法人会 入会のご案内

一緒に学び、遊び、地域に貢献しながら人の輪を広げてみませんか？ご入会をお待ちしております。

1. 入会金 無し
2. 会費 年1万円(入会年度は5千円)
3. 特典
 - ①各種研修会や講演会の受講
 - ②地域の社会貢献活動への参加
 - ③人脈が広がる異業種交流会
 - ④法人を対象とした各種保険の充実
 - ⑤ゴルフ大会など会員交流活動

4. 問合せ先 公益社団法人 菊池法人会 事務局
☎0968-36-9444



法人会アンケート調査システムの登録頂けます

全国82万社が加入する法人会では、その時々々の景気状況、雇用状況等のアンケートを行い、税制改正の要望等に活かしています。

法人会アンケート調査システム

新規登録 にご協力ください

法人会は、国内企業の約82万社が加入する大きな団体です。これまで60年以上の長きにわたり、税知識の普及、納税意識の高揚など、一貫して「税」を中心とした活動を展開し、国と地域の発展に貢献してまいりました。

このようななか、全法連は会員企業の声を広く集めるツールとして、法人会アンケート調査システムを平成22年に創設しました。

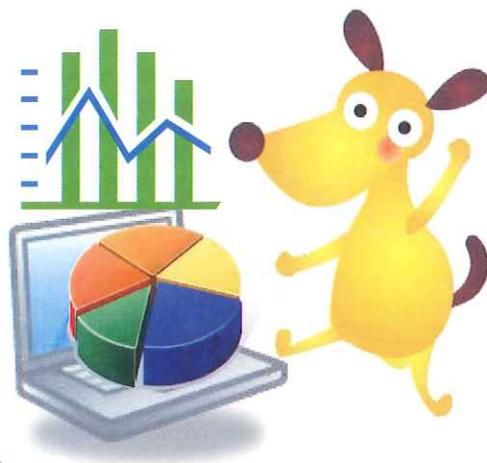
システム創設以降、法人会活動の発展と法人会の社会的な認知度向上につなげるため、各種テーマによる調査を実施し、その結果を法人会内外に公表してきました。

平成26年4月には、システムをリニューアルし、アンケート結果をメールでお知らせするなどの機能を改善したところです。

今後このシステムをさらに有効活用すべく、全法連では、まだシステムへの登録がお済でない会員のみなさまに新規登録をお勧めしています。

つきましては、未登録の方はこの機会にぜひご登録いただきますようお願い申し上げます。

平成27年4月 公益財団法人 全国法人会総連合



アンケート調査システムの活用状況と 新規登録をふやす理由

システムの活用状況は？



景況感をはじめ法人会活動に対する意見収集など、月1~2件のペースで調査をしています。

最近では、多くの企業の意見を容易に収集できる有効なシステムとして、行政や大学等の外部機関がこのシステムに注目するようになりました。すでにこれらの外部機関とタイアップした調査も実施しています。



どうして新規登録を
ふやす必要があるの？



アンケート結果の信頼性をさらに高められれば、マスコミに取り上げられる可能性も高まり、法人会の認知度向上に大いに役立つものと考えられます。そのため新規登録を増やすとともに回答数のアップをめざしています。

また、登録数が増えれば県連や単体会で独自にアンケートを実施することも可能です。

*平成26年12月現在、アンケート送信対象は約2000名、回答数は約400件です。



外部機関とタイアップして実施した主な調査 * ()内は外部機関、実施年月

自主点検チェックシートの
活用状況 (国税庁、H26/10)

帳簿書類の保存状況
(国税庁、H26/8)

がん検診意識調査
(東京都、H25/12)

事業承継
(慶応大学大学院、H25/10)

登録方法は次頁をご覧ください